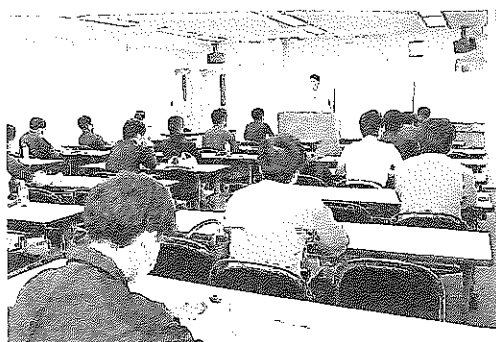


協 設 電 低圧電気の安全対策学ぶ 取扱特別教育講習を開催

熊本県電設業協会（岩崎裕会長）は7月27日、熊本市の流通情報会館で、「低圧電気取扱特別



電等の災害を防止するための安全対策を学んだ。労働安全衛生法に基づく特別教育。低圧（交流600V、直流750V以下）の充電電路の敷設・修理や、充電部分が露出した開閉器の操作等の業務に従事する場合、電気工事士の資格の有無

に関わらず、受講が義務付けられている。

講師を務めた小林電工の小林幸治社長は、特別教育の趣旨について「電気工事士の資格には防災防止関係が含まれていないため、安全衛生教育が必要になる」と説明。低

圧電気・設備・安全作業具に関する基礎知識や、活線作業の方法、関係法令など、安衛法に定められたカリキュラムを7時間にわたって講義した。受講者には協会から修了証が発行される。